

中規模開発事業土地利用方針届出書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

事業者 住所.....  
 氏名.....印  
 電話.....  
 住所.....  
 代理人 氏名.....印  
 電話.....

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	<input type="checkbox"/> 区画の分割	用途 区画数	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅用宅地 ( 区画 )			
		<input type="checkbox"/> 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数 戸数	階数	高さ	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
		<input type="checkbox"/> その他					
事業 区 域	事業区域	地名地番	鎌倉市				
		面積	m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 実測				
土地 利用 規 制	土地利用規制	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域			
		宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外			
		風致地区	<input type="checkbox"/> 第 種風致地区	<input type="checkbox"/> 区域外			
		用途地域	(容積率 % / 建蔽率 %)				
		保全対象緑地	<input type="checkbox"/> 区域内 ( )	<input type="checkbox"/> 区域外			
適 用 区 分	その他	<input type="checkbox"/> 特定土地利用					
		<input type="checkbox"/> 条例第2条第1項第6号ア <input type="checkbox"/> 開発事業に係る土地の面積が500m <sup>2</sup> 以上5,000m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 条例第2条第1項第6号イ (500 m <sup>2</sup> 未満) <input type="checkbox"/> ワンルーム建築物の建築 <input type="checkbox"/> 葬祭場の建築 <input type="checkbox"/> 条例第2条第1項第6号ウ (300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満) <input type="checkbox"/> 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1) <input type="checkbox"/> 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2) <input type="checkbox"/> 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1) <input type="checkbox"/> 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2) <input type="checkbox"/> 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域) <input type="checkbox"/> 土地に関する区画の分割 (すべての地域) <input type="checkbox"/> 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m <sup>3</sup> 以上のもの (市街化区域) (切土: m <sup>3</sup> 、盛土: m <sup>3</sup> 合計: m <sup>3</sup> )					

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。

(添付図書)

- 1 案内図
  - 2 公図の写し
  - 3 登記事項証明書（土地）の写し
  - 4 土地所有者等の同意書
  - 5 土地利用方針図
  - 6 予定建築物の立面図（2方向以上）
  - 7 造成計画平面図（切土及び盛土に係る土量計算を明示）及び断面図（2方向以上）
  - 8 その他市長が必要と認める図書
- ※ 6は予定建築物、7は造成計画がある場合に限る。